

保険会社の業務範囲規制のあり方等について

【関係資料】

平成 19 年 12 月 5 日
金融庁

保険(グループ)の業務範囲規制関連

保険会社本体の業務範囲

1. 保険会社本体の業務範囲

保険会社本体の業務範囲は、

固有業務（保険の引受け、有価証券等の運用）

付随業務

他業証券業等（投資信託の販売等、金融商品取引法に定める一定の業務）

法定他業（自動車損害賠償保障法第 77 条の規定により保険会社が行う自動車損害賠償保障事業の業務等）
に限定されている（他業禁止規制）。【保険業法第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条】

2. 付随業務

保険業法においては、保険会社本体の付随業務について、

基本的な付随業務（金融業を行う者の業務の代理等）を例示している（保険業法第 98 条第 1 項各号）ほか、

「その他の保険業に付随する業務」（保険業法第 98 条第 1 項本文）も保険会社が行うことができることとする
ことにより、付随業務の範囲に弾力性をもたせ、新しい種類の付随業務に対する法律上の受け皿としている。

「付随業務は、その時々的情勢に応じて固有業務を効率的に行うための業務であるという性格を有していることから、法律では、付随業務の範囲について例示列挙方式をとり、これと併せて「当該業務（固有業務）に付随する...その他の業務を行うことができる」という弾力的な包括規定を置いている。（コンメンタール保険業法）

なお、「その他の保険業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、保険業法第 100 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮するものとされている。

【「保険会社向けの総合的な監督指針」 - 2 - 15 2 「その他の付随業務」の取扱い】

当該業務が、法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号に掲げる業務に準ずるか。

当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。

当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

商品の取引と金融機関

業務	業態	保険会社	保険会社 子会社 ²	保険会社 兄弟会社 ³	第1種 金商業者
商品取引		×	×		
商品取引の委託の取次ぎ		×	×		
商品デリバティブ取引		1	1		
商品デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理					

1 差金決済のみ可

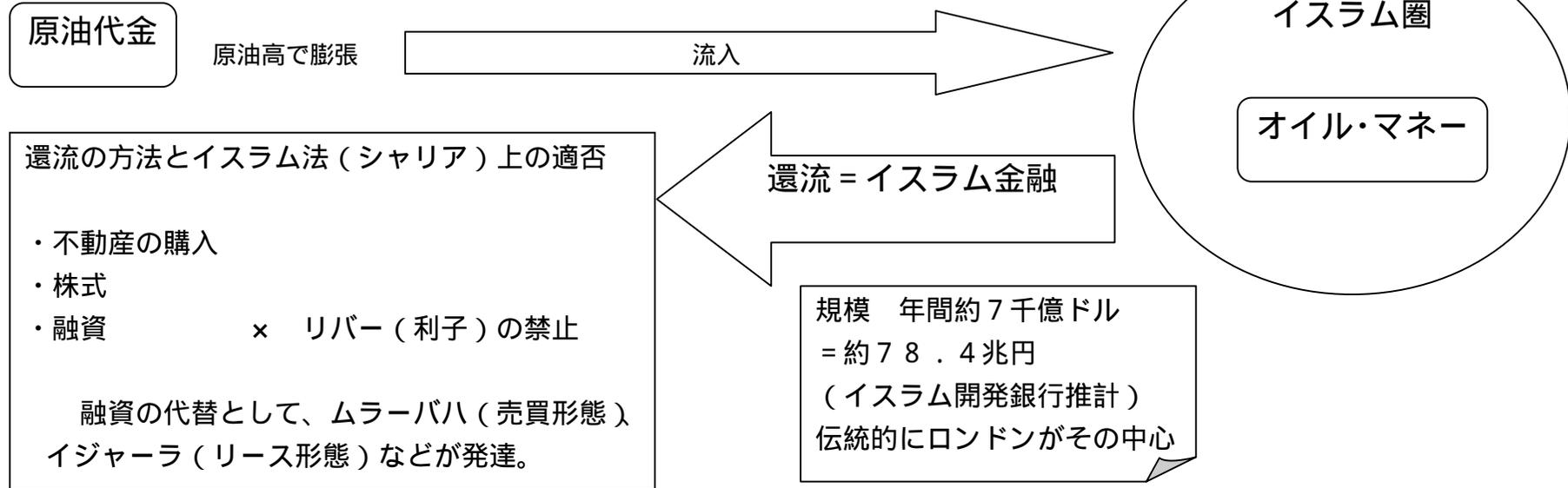
2 銀行の子会社は、保険会社の子会社と同様の規制

3 保険持株会社の子会社は、内閣総理大臣の承認が得られれば、いずれの業務も行える
銀行持株会社の子会社には、上記のような承認制度はなく、銀行の子会社と全く同じ範囲となる

内閣総理大臣の承認審査基準（保険業法第271条の22第3項）

1. 業務容が、次のイ・ロに該当し、保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。
 - イ 業務が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。
 - ロ 業務が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。
2. 業務が、申請会社の資本金の額、人的構成等に照らすと、申請会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合、保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

イスラム金融



・ムラーバハ

事業者の必要とする商品・設備をいったん銀行が購入し、事業者に売却する。
後払いで支払われる購入代金には、利子に相当する額が上乗せされている。

（わが国の保険業法との関係）

商品・設備の売買の形をとるため、保険会社本体、子会社のいずれも営むことができない。

・イジャーラ

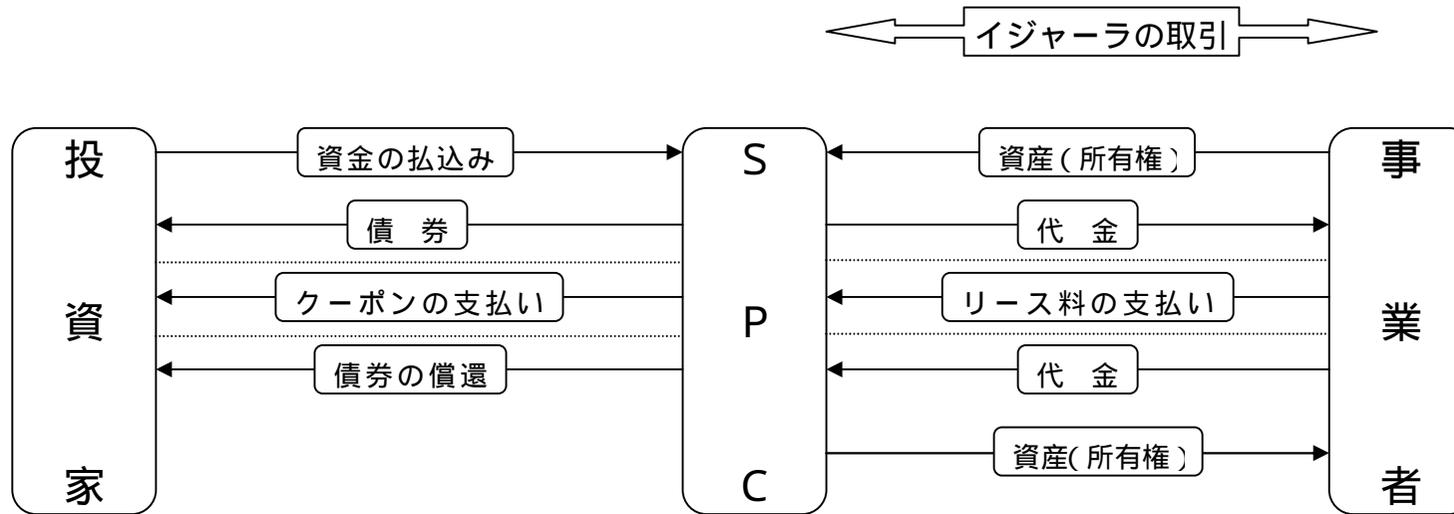
事業者の必要とする設備を銀行が購入。
設備の価格及び利子に相当する額を含む使用料を徴収する。
実質、ファイナンス・リースと同じ。

（わが国の保険業法との関係）

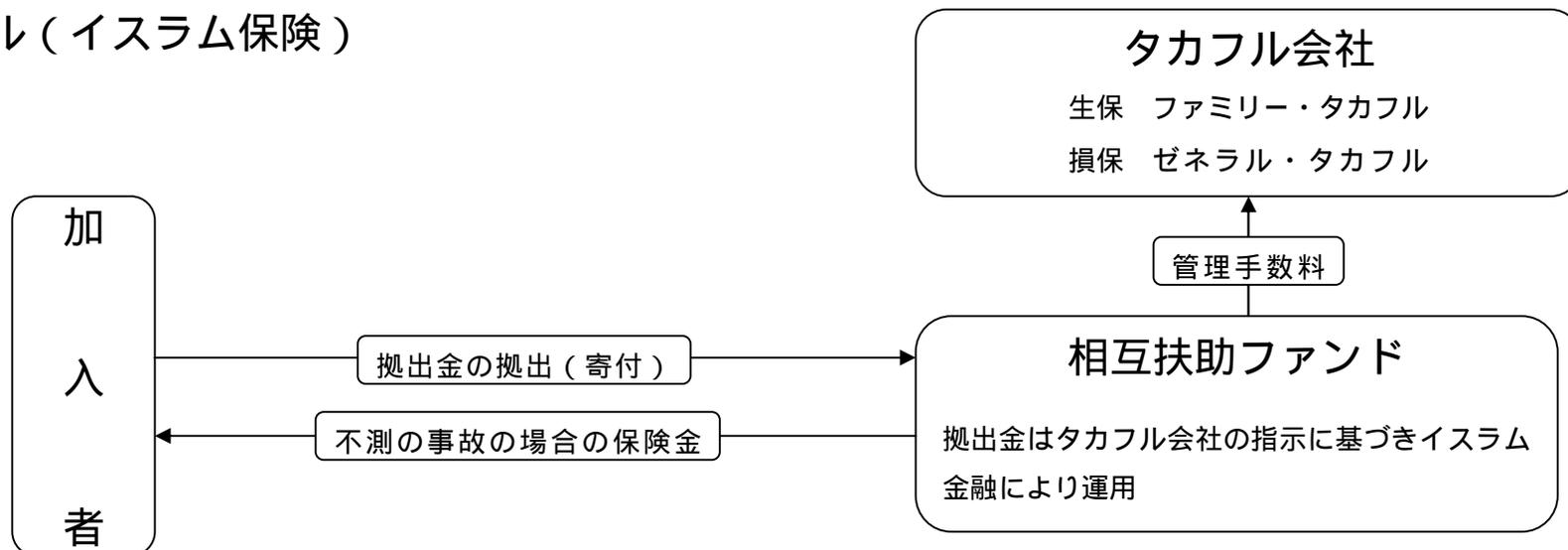
ファイナンス・リースの形をとるため、保険会社本体では営むことができない。

イスラム金融（補足）

スクーク（イスラム債券）



タカフル（イスラム保険）



京都議定書と京都メカニズム

気候変動枠組条約 (UNFCCC)

1992年6月採択、1994年発効

京都議定書 (Kyoto Protocol)

1997年12月採択、2005年2月発効 (1)

先進国 (EU を含む 39 か国) に対して、法的拘束力のある温室効果ガス排出量の削減目標を設定した。(第3条) (2)

目標達成の手段として、「京都メカニズム」を用いることを認めた。

京都メカニズム

1. 共同実施 (J I) 第6条

先進国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、先進国であるホスト国 (当該プロジェクトが領土内で実施される国をいう。以下同じ) に生じた排出権 (ERU) をホスト国と投資国 (先進国) 間で分配することを認める。

2. クリーン開発メカニズム (CDM) 第12条

先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、発展途上国であるホスト国に生じた排出権 (CER) をホスト国と投資国 (先進国) 間で分配することを認める。

3. 排出権取引 第17条

先進国間で排出権 (AAU、ERU、CER) を取引することを認める。

1 55 か国 (発展途上国を含む。) 以上の締結 (批准) 1990年時点の先進国の二酸化炭素の総排出量をベースとして、すべての先進国に占める締結国 (批准国) の割合が55%以上となることの2つの条件を満たした日後90日で発効。2001年に1国で36.1%を占める米国が離脱し、発効が危ぶまれたが、2004年にロシアが締結し、翌2005年2月に発効した。

2 2008年から2012年までの間の温室効果ガスの総排出量を、1990年時点の排出量に5を乗じた値から割り当てられた目標分削減するもの。わが国については6%とされた。

排出権の種類

京都メカニズムに基づくもの

A A U (Assigned Amount Unit、初期割当量)

京都議定書に基づき、各国政府に分配される排出権。

【取引の状況につき要確認】

E R U (Emission Reduction Unit、排出削減単位)

先進国が共同で行う温室効果ガス排出削減プロジェクト（共同実施、J I）による排出削減事業により、ホスト国（当該プロジェクトが領土内で実施される国をいう。以下同じ。）に生じた排出権で、ホスト国と投資国（参加企業）間で分配されるもの。

（2008年以降分配開始）

C E R (Certified Emission Reduction、認証排出削減量)

先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が行う温室効果ガス排出削減プロジェクト（クリーン排出メカニズム、C D M）により、発展途上国であるホスト国に生じた排出権で、ホスト国と投資国（参加企業）間で分配されるもの。

相対取引のほか取引所取引（ ）も行われている。

GHGx（カナダ）、ACX-change（シンガポール）

E U - E T S (E U 排出権取引スキーム) に基づくもの

E U A (EU Allowance)

E U 加盟国が領土内の施設（操業者 = 企業）に対して割り当て（ 1 ） E U 委員会がこれを承認。

1 操業者は施設ごとの排出量について、E U 加盟国に事前に申請する。

排出量が割り当てられた排出権を超過した場合、企業は排出権（ 2 ）を購入する必要がある。

E U 域内に7つ取引所が存在し、取引量も4.5億t、100億ユーロに達している。（2006年、推計値）

2 E U A だけでなく、C E R、E R U の利用も可。

排出権の単位と換算

1 排出枠 = CO₂ 1 t

1 A A U = 1 E R U = 1 C E R = 1 E U A = CO₂ 1 t

排出権の移転

国連 (UNFCCC 事務局)
 国際取引ログ (ITL)
 2007年中稼働予定 (1)

CERは、CDM理事会 (国連の機関) によるプロジェクトの承認を経て、同理事会から発行され、国別登録簿に記載される。

取引のチェック

取引成立の通知

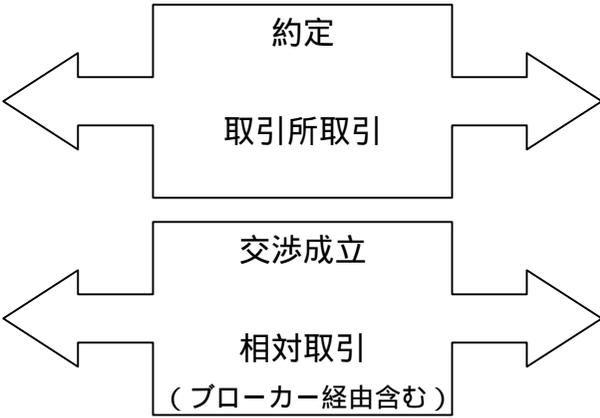
移転の通知

わが国の企業

国別登録簿	管理口座
(割当量口座簿)(2)	
CER	100 t
AAU	50 t

取引の相手方

国別登録簿
CER — 100 t
AAU — 50 t



排出権の移転の効力要件は、管理口座への記録。(3)
 (地球温暖化対策推進法第35条第1項)

- 1 11月中旬にわが国が先行して接続、年内にスイス、ニュージーランド、年明けにEUが接続予定。
- 2 経済産業大臣・環境大臣が管理する。
 なお、ITLの稼働に伴い、地球温暖化対策法上の名称が「割当量口座簿」に改められる。
- 3 ITLが稼働する以前に行われた国をまたぐ排出権の取引については、排出権の移転が完了していない。

排出権の取引と金融機関

業 務 \ 業 態	保険会社	保険会社 子会社	第1種 金商業者
排出権取引（取得・譲渡）	×		
排出権取引（取得・譲渡）の媒介・取次ぎ・代理	媒介のみ		
排出権デリバティブ取引	差金決済のみ		
排出権デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理			

銀行及び銀行の子会社と同様の規制

保険会社がCDMのファイナンスに関与し、その対価としてCERの割当てを受けることはできない。

企業会計上、排出権を金融資産として取り扱うことはできない。

無形固定資産に近い性格。なお、減価償却は行わない。

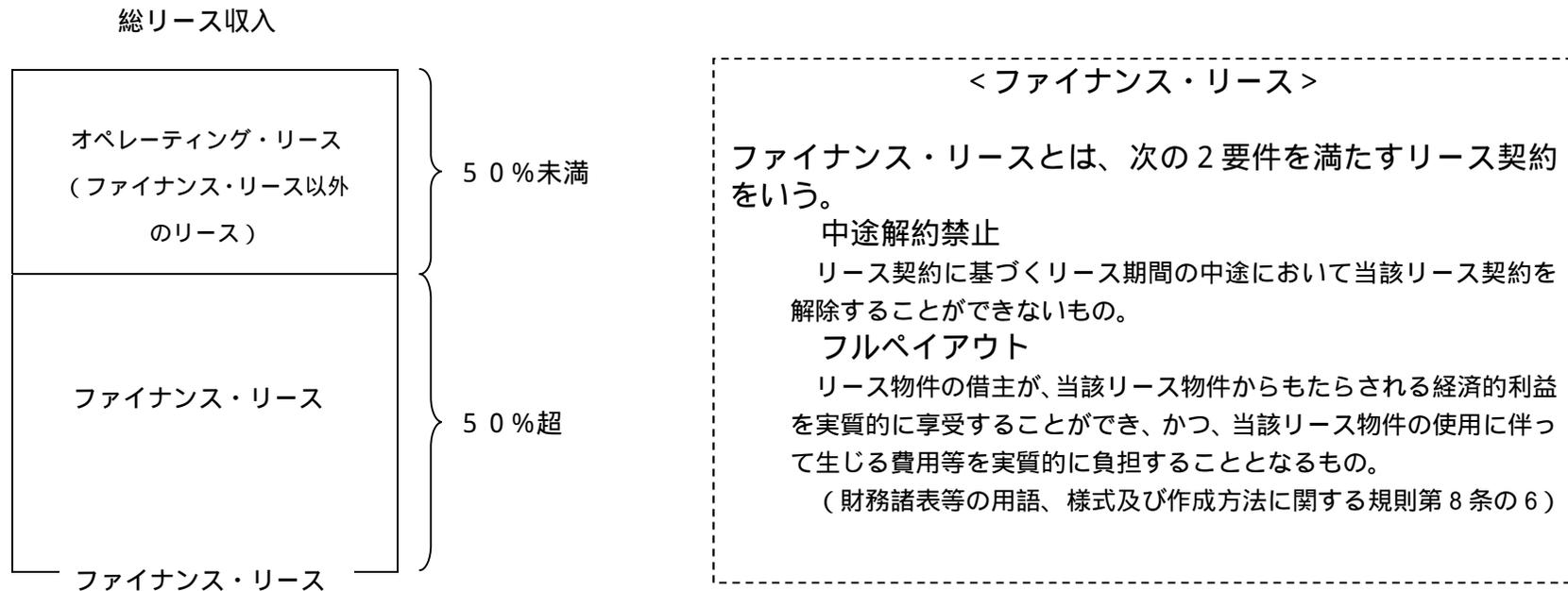
売買目的で取得した場合、貸借対照表上は棚卸資産に計上され、期末に時価評価される。

リース業に係る業務範囲

保険・保険持株会社の子会社が行えるリース業務は、ファイナンス・リース収入の割合が総リース収入の50%超でなければならない。不動産を対象としたリース契約は、ファイナンス・リースに限る。

保険持株会社の子会社については、内閣総理大臣の承認を得れば規制はなくなる。

リース業務子会社が行う中古物件売買業務は、リース取引と一体みなされる取引（リース契約満了物件の売却等）に限定されている。中古物件売買業務は、保険/保険持株会社の子会社業務として認められていない。



ファイアーウォール規制関連

保険会社のファイアーウォール規制

保険業法

【役職員の兼職規制】第8条

保険会社の取締役、執行役、会計参与又は監査役が、特殊の関係（注）がある銀行、金融商品取引業者の取締役、執行役、会計参与、監査役又は使用人を兼ねてはならない。

保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社では執行役）は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

【特殊の関係がある者との間のアームズ・レングス・ルール】第100条の3第1号

特殊の関係がある者との間で、保険会社の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引をしてはならない。

【内閣府令への委任】第100条の3第2号

特殊の関係がある者との間又は特殊の関係がある者の顧客との間で行う取引のうち前号に掲げるものに準ずる取引で、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして、内閣府令で定める取引をしてはならない。

【特殊の関係がある者からの利益供与の禁止】第300条第1項第8号

保険会社は、保険契約者等に対して、特殊の関係がある者が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、保険契約の申込みをさせる行為をしてはならない。

（注）保険会社の子法人、関連法人、保険持株会社を除く親法人、兄弟会社等

保険業法施行規則

【特殊の関係がある者との間のアームズ・レングス・ルール】第54条の2

特殊の関係がある者と顧客が特殊の関係がある者の事業に係る契約を締結することを条件に、保険会社が、顧客との間で、通常の取引の条件と比べて保険会社に不利な条件の取引をしてはならない。

通常の取引の条件と比べて、特殊の関係がある者に不当に不利益を与えるものと認められる取引をしてはならない。

【信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止】第234条第1項第10号

保険募集人等である銀行等は、顧客が銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、顧客又はその密接関係者（顧客が法人である場合の代表者等）に対し、一部の保険契約を除き、保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為をしてはならない。

【特殊の関係がある金融機関との共同訪問に係る誤認防止】第53条の4

保険会社は、その所属保険募集人が保険募集に際して、特殊の関係がある金融機関の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、顧客に対し、所属保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付し、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

【特殊の関係がある金融機関との店舗等の共有に係る取扱い】第53条の5

保険会社は、その営業所等を特殊の関係がある金融機関から独立を損なわない態様で設置すること及び当該金融機関と電子情報処理組織を共有しないことを確保するための措置を講じなければならない。

【非公開情報の授受の禁止】第53条の6第1項

保険会社は、特殊の関係がある金融機関が保険募集以外の業務において取り扱う非公開金融情報が、事前に顧客の書面その他の適切な方法により同意等を得ることなく保険募集業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

金融商品取引業者のファイアーウォール規制

金融商品取引法

【役職員の兼職規制】第31条の4

金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が、親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人を兼ねてはならない。

金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人が、子銀行等の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねてはならない。

【金融商品取引に係るアームズ・レングス・ルール】第44条の3第1号

通常取引と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引等をしてはならない。

【信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止】第44条の3第2号

金融商品取引業者との有価証券の売買その他の取引等の契約を締結することを条件として親法人等又は子法人等が顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客と当該契約を締結してはならない。

【内閣府令への委任】第44条の3第4号

金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして、内閣府令で定める行為をしてはならない。

(注) 第44条の3で制限されている行為については、同条ただし書きにおいて、「公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」との適用除外規定が設けられている。

金融商品取引業等に関する内閣府令

【一般的取引に係るアームズ・レングス・ルール】第153条第1号

通常取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引をしてはならない。

【親・子法人等の取引を利用した抱き合わせ行為の禁止】第153条第2号

金融商品取引業者との金融商品取引契約を条件としてその親法人等又は子法人等が顧客に対して通常取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結してはならない。

【利益相反に係る開示】第153条第3号

親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券の引受人となる場合であって、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知りながら、その旨を顧客に説明することなく当該有価証券を売却、あるいは売却の媒介等をしてはならない。

【親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限】第153条第4号

金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となってはならない。

ただし、指定格付機関による格付が付与されている場合、金融商品取引所において6月以上継続して上場されている株券で、1年間の売買金額が100億円以上及び時価総額が100億円以上である場合を除く。

【バックファイナンスの禁止】第153条第5号

有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該有価証券を売却してはならない。

【引受証券の売却制限】第153条第6号

有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却してはならない。

ただし、親法人等又は子法人等が顧客から注文を受け、転売する場合、ブックビルディングにより合理的かつ公正な発行条件が確保されている場合等を除く。

【非公開情報の授受の禁止】第153条第7号

有価証券関連業を行う金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供してはならない。

ただし、事前に書面同意がある場合、内部統制報告書を作成するために必要な情報、法令等に基づいて非公開情報を受領し、提供する場合等を除く。

【非公開情報の授受を利用した業務運営の禁止】第153条第8号

金融商品取引業者の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘してはならない。

【別法人であることを開示しない業務運営の禁止】第153条第9号

金融商品取引業者が、その親銀行等又は子銀行等と共に顧客を訪問する際に、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような行為をしてはならない。

非公開情報の授受の禁止（府令第153条第7号）の適用除外

金商法第44条の3ただし書きに基づき、金融商品取引業者は、その持株会社等・親銀行等・子銀行等との間で、以下に掲げる内部管理に関する業務の全部又は一部を行うための非公開情報を授受することについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、府令第153条第7号の非公開情報の禁止規定の適用除外を受けることができる。

法令遵守に関する業務

財務に関する業務

損失の危険の管理の業務

経理に関する業務

内部監査及び内部検査に

税務に関する業務

関する業務

顧客の非公開金融情報を利用した保険募集に係るこれまでの指摘

銀行等による保険販売規制の見直しについて

5. 考えられる弊害防止措置

(2) 適切な情報管理

情報管理については、銀行等が保険販売業務を通じて得た情報を、銀行等の融資業務等との関連においてどのように取り扱うかという問題と、逆に、銀行等の融資情報や決済情報等を、保険販売業務の関連においてどのように取り扱うかという問題とを区分して考える必要がある。また、後者については、更に融資情報の場合と、決済情報等の場合とを区分して考える必要がある。

まず、保険商品の販売によって得られた健康情報の融資判断への流用という点については、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止」する措置により問題は相当程度解消され则认为られるが、いずれにしても健康情報については厳格な管理が必要となる。

一方、融資情報については、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止」する措置を的確に実施するため、保険販売の際に利用する必要があり、適正な手続きやコンプライアンス体制の整備が必要である。

また、その他の情報の取扱いについては、非公開情報保護措置（保険販売業務とその他の業務の間で顧客の同意なく非公開情報の流用を禁止する措置）一般の問題であり、例えば預金・決済等の業務で得られた顧客情報については、顧客の同意なく保険販売に用いられないことがないよう、適切に管理することが求められる。

平成 16 年 3 月 31 日 金融審議会金融分科会第二部会報告抜粋